

元 監 第 1 4 号
令和2年 2月 7日

大 町 市 長 牛 越 徹 様
大町市議会議長 中 牧 盛 登 様

大町市監査委員 山 下 好 隆
同 大 厩 富 義

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

令和元年度

財政援助団体等
監査結果報告書

大町市監査委員

総 括 事 項

1 監査の目的

補助金等、市が財政的援助を与えている団体等における当該事業が、目的に沿って適正に実施されているかを監査した。

2 監査の対象

平成28・30年度において補助金等の交付を受けた下記の2団体、9個人について監査を実施した。

(1) 木崎湖温泉開発株式会社

平成30年度 アミューズメントハウス指定管理

(2) 信州あづみ野特産栗大町市生産組合

平成28年度 農業等総合支援事業果樹改新植事業補助金

(3) 大竹 美慧 外4件

平成30年度 中心市街地活性化事業空き店舗活用事業補助金

(4) 古畑 永典 外7件

平成28～30年度 まちなか減災対策生け垣緑化促進事業補助金

3 監査の実施日

令和元年10月10日、15日 2日間

4 監査の場所

議会等101会議室、当該団体等の事務所及び補助事業実施場所

5 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行状況について、当該補助事業等が目的に従って適切に実施され、当該目的に見合う成果があったか、主管課による指導監督や事務手続きが適切に行われたか等について監査を実施した。

6 監査の方法

団体等については、事業等に関する関係書類、会計帳簿等の確認を行うとともに、関係職員から聞き取り、現地における実査を行った。

主管課については、事業等に関する調書と団体等から提出された事業計画書、実績報告書等を基に確認を行った。

7 監査の結果

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行については、一部に改善又は検討を要する事項も認められたものの、概ね適切に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、口頭により指摘等したことから本報告書での記載は省略した。

個別の監査結果については、詳細事項のとおりである。

詳細事項

団体等名称	木崎湖温泉開発株式会社		No. 1
監査年月日	令和元年10月10日	主管課	観光課
監査実施場所	議会棟第1会議室及び木崎湖温泉開発株式会社事務所		
監査対象事業	<p>1 事業名 平成30年度アミューズメントハウス指定管理</p> <p>2 根拠法令等 大町市アミューズメント設置及び管理に関する条例 大町市指定管理者制度運営マニュアル</p> <p>3 指定管理料 33,500,000円(平成30年度)</p> <p>4 事業内容 アミューズメントハウスは、温泉を利用したスポーツレクリエーション活動を通じ、市民の健康増進と観光事業の振興を図る施設として、平成8年に建設された市の公共施設であり、平成22年度からは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者による施設運営を行なっている。</p> <p>5 指定管理の概要</p> <p>(1) 指定管理者 大町市平10639番地1 木崎湖温泉開発株式会社 代表取締役 遠藤鷹一</p> <p>(2) 選定方法 非公募</p> <p>(3) 協定書の締結 基本協定 平成26年11月21日 年度協定 平成30年 4月 1日</p> <p>(4) 現指定期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日(5年間)</p> <p>(5) 指定管理業務の内容 ①アミューズメントハウスの利用許可に関する業務 ②アミューズメントハウスの利用料金に関する業務 ③アミューズメントハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務 ④前3項のほか市長が必要と認める業務</p> <p>(6) 指定管理料算出根拠 平成29年度の収支実績値を基に算定。歳入見込額を6,800,000円、歳出見込額40,300,300円と想定し、収支差額△33,500,300円相当分として平成30年度は33,500,000円を支出している。 なお、年度末実績に伴う指定管理料の清算は行っていない。</p>		

	(7) 管理運営状況			
	単位：人、千円			
	H28	H29	H30	H30/H29
利用者数	38,698	37,175	35,692	0.96
利用料金	7,793	7,252	6,622	0.91
指定管理料	33,000	33,000	33,500	1.01
収入計	40,793	40,252	40,122	0.99
人件費	13,660	13,906	13,504	0.97
光熱水費	20,507	20,248	23,082	1.13
その他	6,626	6,098	5,083	0.83
支出計	40,793	40,252	41,669	1.03
差引	0	0	△1,547	

監査結果	<p>【木崎湖温泉開発株式会社に関する事項】</p> <p>1 指定管理に関する業務は、協定書や業務仕様書に基づき、概ね適正に執行されていると認められたが、次の事項について改善されたい。</p> <p>(1) 利用料金 割引券（500円）の取扱いが不明確である。利用料金は条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長と協議のうえ承認を受けることとされていることから所要の手続きをされたい。</p> <p>(2) 会計区分 前回の監査でも指摘したが、経理（歳出）を管理する口座が、会社本体と混合している。基本協定書及び業務仕様書において管理口座は分離することとされていることから、早急に対応されたい。</p> <p>(3) 誘客対策 過去3年間の利用者数が減少傾向にあることから、隣村からのツアー客の誘致等による新たな客層の開拓や、地元市民の宴会利用等に向けた誘客宣伝を強化されたい。 利用者アンケートは貴重な資料となるので、分析と検証を行い今後の施設運営に十分活かされたい。</p>
	<p>【観光課に関する事項】</p> <p>1 施設のあり方 建設後23年が経過し施設の老朽化が進んでいる。公共施設等総合管理計画の個別計画において、将来的な施設の在り方について見定め、長期的な視点に立って施設運営に当たられたい。</p> <p>2 管理運営手法の検証 平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設は、指定管理者</p>

制度若しくは直営のいずれかにより管理運営することとされた。

当該施設は、平成22年度より指定管理者制度を導入し管理運営を行ってきているが、利用者が減少し経営状況も悪化している。制度導入から10年経過するので、制度の趣旨に照らし、少しでも多くの効果が出現するよう多面的な検証をされたい。

3 業務仕様書の精査と指導監督

下記の項目について、業務仕様書に沿っていない内容が見受けられたので、業務仕様書を精査するとともに、適正に執行するよう指導監督されたい。

(1) 保守管理点検

- ①温水ボイラ（年1回以上） 報告なし
- ②ろ過器（年1回以上） 報告なし
- ③ポンプ類（年1回以上） 報告なし
- ④受水槽（年1回以上） 報告なし
- ⑤トレーニング機器（年2回以上） 年1回

(2) 区分会計の独立と管理口座の分離

前回の監査でも指摘したが依然改善されていない。基本協定書及び業務仕様書に明記されていることから、早急に対応するよう指導監督されたい。

詳細事項

団体等名称	信州あづみ野特産栗大町市生産組合	No. 2
監査年月日	令和元年10月10日	主管課 農林水産課
監査実施場所	議会棟第1会議室及び組合員耕作地	
監査対象事業	<p>1 事業名 平成28年度 農業等総合振興支援事業補助金 園芸振興事業 果樹改新植事業補助金</p> <p>2 根拠法等 大町市農業等総合支援事業補助金交付要綱 大町市補助金交付規則</p> <p>3 補助金額 168,500円</p> <p>4 団体の概要 (1) 名称 信州あづみ野特産栗大町市生産組合 (2) 住所 大町市大町3887 大町市農業委員会事務局内 (3) 代表 組合長 宮田哲二 (4) 組合員 宮田哲二 水島健治 倉科健一 中村安茂 青島淳一 金原昭和 中村勝彦 荒井正規 一本木秀章 宇留賀義孝 奥原文登 関口博文 降籬邦彦 宮田一男 伊藤宏昭 太田正純 計16名</p> <p>5 補助事業の内容 (1) 目的 販売用栗の新植を推進し栗栽培の拡大・産地化に資する。 (2) 補助金交付の理由 栽培開始から3年間は収穫がないことから、初期費用の負担を抑制し、栗栽培への参入を容易にして早期拡大を図る。 (3) 補助事業の実施期間 平成28年4月15日から平成28年6月30日 (4) 新植数 丹沢 @1,620円×132本 = 213,840円 筑波 @1,620円×139本 = 225,180円 大峰 @1,620円×42本 = 68,040円 ポロタン@2,160円×24本 = 51,840円 合計 337本 (558,900円) (5) 補助対象 苗木1本あたり限度額500円 500円×337本 = 168,500円</p> <p>6 現地調査の結果 栗苗を新植した組合員16名中、常盤地区の6名について現地を調査したところ、1名を除きほとんどのほ場が、適正な管理がされている状況になかった。中には、どこに新植したことさえもわからない圃場も見受けられた。</p>	

	<p>7 収穫の状況</p> <p>本年度から初出荷が始まったものの、出荷できた組合員は16名中3名で、9月中の出荷量は合計114.2kgであった。そのうち、降籾邦彦氏が95.8kg、荒井正規氏が15.2kg、水島健治氏3.2kgであった。</p>
監 査 結 果	<p>【信州あづみ野特産栗大町市生産組合に関する事項】</p> <p>栗の産地化を目指したものの、結果として3年後に出荷できた組合員が全体の2割に満たない状況にある。</p> <p>現地調査の結果から見ると、取組みに対する組合員の温度差が感じられるので、再度組合員の意志を結集し、早期に所期の目的が達成できるよう努められたい。</p> <p>【農林水産課に関する事項】</p> <p>交付申請から確定まで一連の事務処理は、当該補助金交付要綱及び市補助金交付規則に基づき適正に執行されているが、下記の点について改善されたい。</p> <p>1 成果の検証</p> <p>当該補助金は、交付申請書の目的にあるとおり、販売用栗の新植を推進し、栗栽培の拡大と産地化を目指すものであり、補助金がどのように活かされ、どのような効果をもたらしたかを検証するのは、所管課としての責務である。</p> <p>補助金を交付したら終わりではなく、交付後も定期的に状況を確認するなど、事業の成果について検証を重ねていく態勢を整備されたい。</p> <p>2 補助金交付団体への指導・監督</p> <p>補助金は生産組合に交付しているので、生産組合の活動状況に注視する必要がある。また当該事業は、新植し成果品として収穫できるまでには3か年を要するので、申請の際、単年度の新植計画のみを提出させるのではなく、中長期的な生産計画（販売計画）を併せて提出させるなど、総合的な検証を行ったうえで交付決定するとともに、補助金交付後も持続的に安定した活動ができるよう、指導・監督に努められたい。</p>

詳細事項

団体等名称	大竹 美慧 外4件		No. 3
監査年月日	令和元年10月15日	主管課	商工労政課
監査実施場所	議会棟第1会議室及び現地		
監査対象事業	<p>1 事業名 平成30年度中心市街地活性化事業 空き店舗活用事業補助金</p> <p>2 根拠法等 大町市中小企業振興条例 大町市中小企業振興条例施行規則</p> <p>3 団体等と補助内容 (1) 大竹 美慧 ギャラリー改修補助 3,780,000円 (2) アット保険会社 家賃補助 150,000円 (3) (株)アールアールシー 家賃補助 50,000円 (4) 柳沢 良太 家賃補助 388,800円 (5) 社会福祉法人れんげ福祉会 家賃補助 120,000円</p>		
監査結果	<p>[補助団体等に関する事項]</p> <p>1 大竹美慧 現地調査の結果、ギャラリーの改修については、認定された事業計画に基づき、概ね適正に執行されているが、次の点に留意されたい。 (1) 当該補助事業は、商店街の集客に役立つ施設という公益性があることから、できるだけ早くその効果が生み出せるよう努力されたい。 (2) 当該補助事業を活用して整備されたギャラリーは、使用料を徴収する場合、運営管理費に見合う程度とし、営利を目的としてはならないことから、収入確保には厳しい面があると想定されるが、早期に安定運営ができるよう創意工夫されたい。</p> <p>2 アット保険会社 (株)アールアールシー 柳沢良太 社会福祉法人れんげ福祉会 書類審査の結果、概ね適正に執行されていることを確認した。</p> <p>[商工労政課に関する事項]</p> <p>1 事業完了報告書など申請者から提出された一連の書類の中に、日付が空欄のまま処理されていたものが散見された。必ず申請者に記入させたいよう注意されたい。</p> <p>2 大竹氏の事業の場合、施設所有者と改修事業者が同一人であることから、対象事業費の精査にあたり、市の単価と照合する、複数から見積もりを徴するなどして、対象事業費の妥当性について検</p>		

	<p>証するよう配慮されたい。</p> <p>3 空き店舗の家賃補助は、3年以上継続して活用することが条件となっているものの、申請時に添付された賃貸借契約書を見ると、契約期間が3年に満たないケースが見受けられた。施行規則との整合性について検討されたい。</p>
--	--

詳細事項

団体等名称	古畑 永典 外7件		No. 4																								
監査年月日	令和元年10月15日	主管課	建設課																								
監査実施場所	議会棟第1会議室及び現地																										
監査対象事業	<p>1 事業名 平成28～30年度 まちなか減災対策生け垣緑化促進事業補助金</p> <p>2 根拠法等 大町市まちなか減災対策生け垣緑化促進事業補助金交付規則 大町市補助金交付規則</p> <p>3 補助者名と補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成28年度</td> <td>古畑 永典</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>矢口 廣司</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清水 敏幸</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高橋 輝夫</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一岡 利夫</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>平林知永子</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒔苗 剛</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>原山 太</td> <td>140,000円</td> </tr> </table> <p>4 現地調査の結果 現地調査した4件のうち、2件については新植した樹木が枯れていた。</p>			平成28年度	古畑 永典	50,000円		矢口 廣司	10,000円		清水 敏幸	42,000円		高橋 輝夫	200,000円		一岡 利夫	44,000円	平成29年度	平林知永子	50,000円		蒔苗 剛	50,000円	平成30年度	原山 太	140,000円
平成28年度	古畑 永典	50,000円																									
	矢口 廣司	10,000円																									
	清水 敏幸	42,000円																									
	高橋 輝夫	200,000円																									
	一岡 利夫	44,000円																									
平成29年度	平林知永子	50,000円																									
	蒔苗 剛	50,000円																									
平成30年度	原山 太	140,000円																									
監査結果	<p>【建設課に関する事項】</p> <p>当該補助制度は創設以来8年経過したが、これまでの利用者は合計22件であり、制度の趣旨が市民に十分に理解されているとは言えない状況である。対象となる事業が、減災対策から緑化促進まで幅が広く、焦点がぼけてしまい市民にとってわかりにくい面があるので、下記の点に留意し制度の改善に向け検討されたい。</p> <p>1 補助金交付後の指導監督 交付条件として、補助金確定日から5年間に樹木が枯れた場合は、直ちに補植しなければならないとされているが、現地調査の結果、樹木が枯れていたケースが見受けられたので、早急に指導監督されたい。</p> <p>2 交付要件の精査検証 要綱に示されている交付要件では、新たに設置するとされているが、単に古木大木を伐採し植栽したもの、また、ブロック塀等の撤去の場合は生垣の設置延長を限度とされているが、倉庫の解体費全額を補助対象としているもの、道路に面していない農地との境に新植したもの</p>																										

	<p>など、対象範囲が不明確となっている実態があるので、交付要件、補助対象について精査検証されたい。</p> <p>3 一体的な景観形成促進の観点</p> <p>生垣の種類については世代間で好みの差はあると思われるが、大町市にふさわしい樹木を指定するなど、長期的な視点に立ってまちづくりにつながるよう創意工夫し制度の運用を図られたい。</p>
--	---